

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月9日提出
【計算期間】	第20特定期間（自 2024年8月14日 至 2025年2月10日）
【ファンド名】	J P X日経4 0 0アクティブ・オープン 米ドル投資型 J P X日経4 0 0アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	0 3－5 5 3 3－4 6 0 8
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② ファンドの特色

1日本企業の株式を実質的な投資対象とし、信託財産の成長をめざします。

- JPX日経インデックス400構成銘柄および同指数に採用が見込まれる銘柄のなかから、株価上昇が期待される銘柄に厳選して投資を行います。

2「JPXジャスト」「JPXプレミアム」とともに株式運用にあたっては、中長期的観点からJPX日経インデックス400(配当込み)を上回る投資成果の獲得をめざします。

3運用方針、決算頻度が異なる2つのファンドから選択いただけます。

JPX日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型 愛称:JPXジャスト

- 円建て資産について、原則として「円売り／米ドル買い」の為替取引を実質的に行い、米ドルへの投資効果を享受することをめざします。
 - ・主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)」、為替変動要因による「為替差益／差損」が生じます。
- JPX日経インデックス400(米ドルベース*)をファンドのベンチマークとし、中長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。
 - ※「米ドルベース」とは、円ベースのインデックス(税引後配当込み)の騰落率に「為替取引によるプレミアム／コスト」と為替変動要因による「為替差益／差損」を加え委託会社が独自に算出したものです。
- 年2回(2・8月の各10日、休業日の場合は翌営業日)決算を行います。

JPX日経400アクティブ・プレミアム・オープン(毎月決算型) 愛称:JPXプレミアム

- 円建て資産について、原則として「円売り／米ドル買い」の為替取引を実質的に行い、米ドルへの投資効果を享受することをめざします。
 - ・主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)」、為替変動要因による「為替差益／差損」が生じます。
- 株式および通貨のカバードコール戦略を実質的に行うことで、オプションプレミアム^{*1}の獲得をめざします。
 - ・各カバードコール戦略のカバー率^{*2}を原則50%程度とし、株式の値上がり益と米ドル高(円安)時の為替差益の獲得もめざします。
 - ・株式カバードコール戦略:株式を保有しつつ、株価指数のコールオプション^{*3}を売却します。
 - ・通貨カバードコール戦略:「円売り／米ドル買い」の為替取引を行いつつ、米ドル(対円)のコールオプション^{*3}を売却します。
 - ※1「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
 - ※2 当ファンドが投資する外国投資信託証券の評価額に対するコールオプションのポジションの割合です。運用環境等により50%からかい離する場合があります。
 - ※3「コールオプション」とは、特定の商品(株式・通貨など)を特定の価格(権利行使価格)で将来のある期日(オプションの満期日など)に買うことができる権利をいいます。
- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

●2つのファンド間でスイッチングが可能です。

- ・スイッチングの際には、購入時と同様に販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時と同様に税金がかかる場合があります。

JPX日経インデックス400とは

資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数です。JPX日経インデックス400は、株式会社JPX総研および株式会社日本経済新聞社が算出します。

〈JPX日経インデックス400の著作権等について〉

- ①「JPX日経インデックス400」は、株式会社JPX総研（以下「JPX総研」といいます）および株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ②「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPX総研、株式会社日本取引所グループおよび日経に帰属しています。
- ③当ファンドは、ニッセイアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研および日経は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

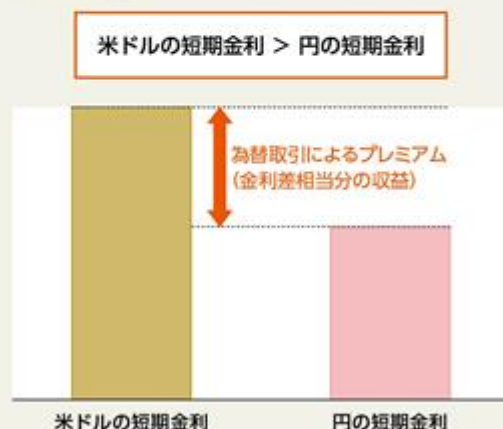
為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について

- 為替取引を行う際、米ドルの短期金利が円の短期金利よりも高い場合、「プレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- 一方、米ドルの短期金利が円の短期金利よりも低い場合、「コスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{プレミアム／コスト} \\ \hline \text{(金利差相当分の収益／費用)} \\ \hline \end{array} \quad \div \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{米ドルの短期金利} \\ \hline \end{array} \quad - \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{円の短期金利} \\ \hline \end{array}$$

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)のイメージ

〈イメージ図〉



〈イメージ図〉

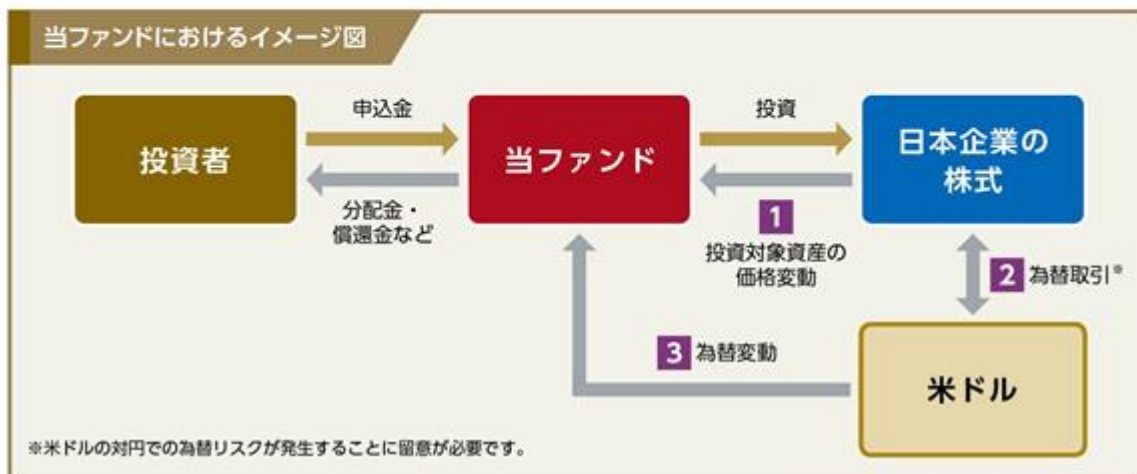


- 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)は、米ドルと円の短期金利差の変化を受けて変動します。
- 円に比べ米ドルの短期金利が低い場合、コスト(金利差相当分の費用)となります。

■ 上記はイメージ図であり、実際のプレミアム／コストとは異なります。また、将来の投資成果等を示唆、保証するものではありません。

JPX日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型 ファンドの収益イメージ

- 当ファンドは日本企業の株式への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。
- 当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

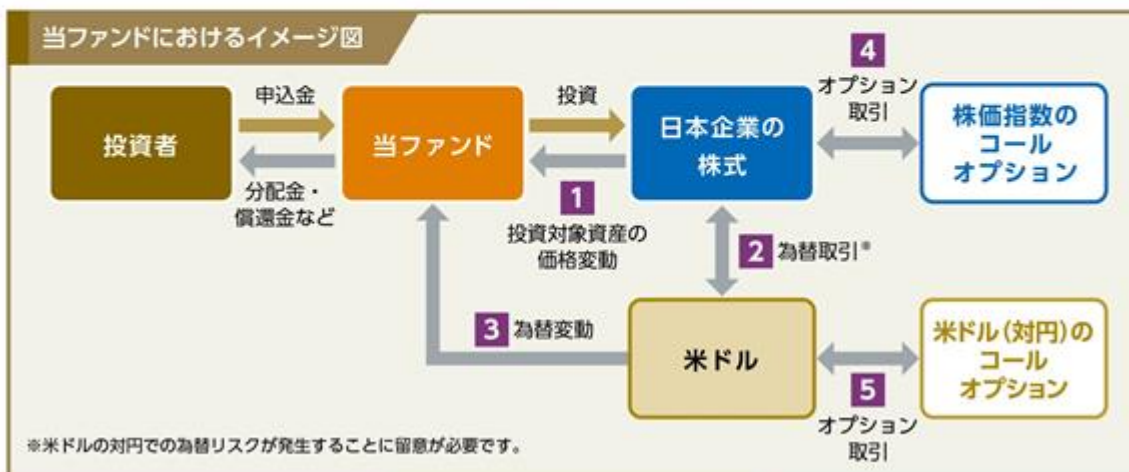


収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 日本企業の株式の配当収入、 値上がり／値下がり	株価上昇 配当収入	株価下落
+		
2 為替取引による プレミアム／コスト	為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)の発生 米ドルの短期金利 > 円の短期金利	為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)の発生 米ドルの短期金利 < 円の短期金利
+		
3 為替差益／差損	為替差益の発生 円に対して米ドル高	為替差損の発生 円に対して米ドル安

■ 上記はイメージ図であり、実際の投資成果等を示唆、保証するものではありません。

JPX日経400アクティブ・プレミアム・オープン(毎月決算型) 愛称:JPXプレミアム
ファンドの収益イメージ

- 当ファンドは日本企業の株式への投資に加えて、為替取引およびオプション取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。
- 当ファンドの収益源としては、以下の5つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。



収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 日本企業の株式の配当収入、 値上がり／値下がり	株価上昇 ^{※1} 配当収入	株価下落
+		
2 為替取引による プレミアム／コスト	為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)の発生 米ドルの短期金利 > 円の短期金利	為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)の発生 米ドルの短期金利 < 円の短期金利
+		
3 為替差益／差損	為替差益の発生 ^{※2} 円に対して米ドル高	為替差損の発生 円に対して米ドル安
+		
4 株価指数のコールオプションの プレミアム／権利行使価格を 上回る部分の一部損失	オプションプレミアムの受取り	権利行使価格を上回る部分の 一部損失 ^{※1} 権利行使価格を上回る株価指数の上昇
+		
5 米ドル(対円)のコールオプション のプレミアム／権利行使価格を 上回る部分の一部損失	オプションプレミアムの受取り	権利行使価格を上回る部分の 一部損失 ^{※2} 権利行使価格を上回る米ドル高(円安)

※1 株価指数が権利行使価格を超えて上昇した場合、その超過分はオプションの権利行使によって、一部相殺されます。

※2 米ドルが権利行使価格を超えて米ドル高(円安)となった場合、その超過分はオプションの権利行使によって、一部相殺されます。

① 当ファンドは外国投資信託証券を通じて国内の株式に投資しますが、株式カバードコール戦略では、実質的に主として国内の株価指数にかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入株式と当該株価指数が異なる値動きをした場合には、値上がり益の享受が想定通りにならないことがあります。

② 上記はイメージ図であり、実際の投資成果等を示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

③ 信託金の上限

「J P Xジャスト」は3,000億円、「J P Xプレミアム」は8,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの分類

追加型投信／国内／株式に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

属性区分表 「J P Xジャスト」

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル 日 本	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	北 米 欧 州 アジア オセアニア	
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	日 々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング	ファンド・ オブ・ ファンズ

属性区分表 「J P Xプレミアム」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日 本	ファミリー ファンド
債券 一般	年2回	北 米	
公債	年4回	欧 州	
社債	年6回 (隔月)	アジア	
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア	
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	日 々	アフリカ	
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング	

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

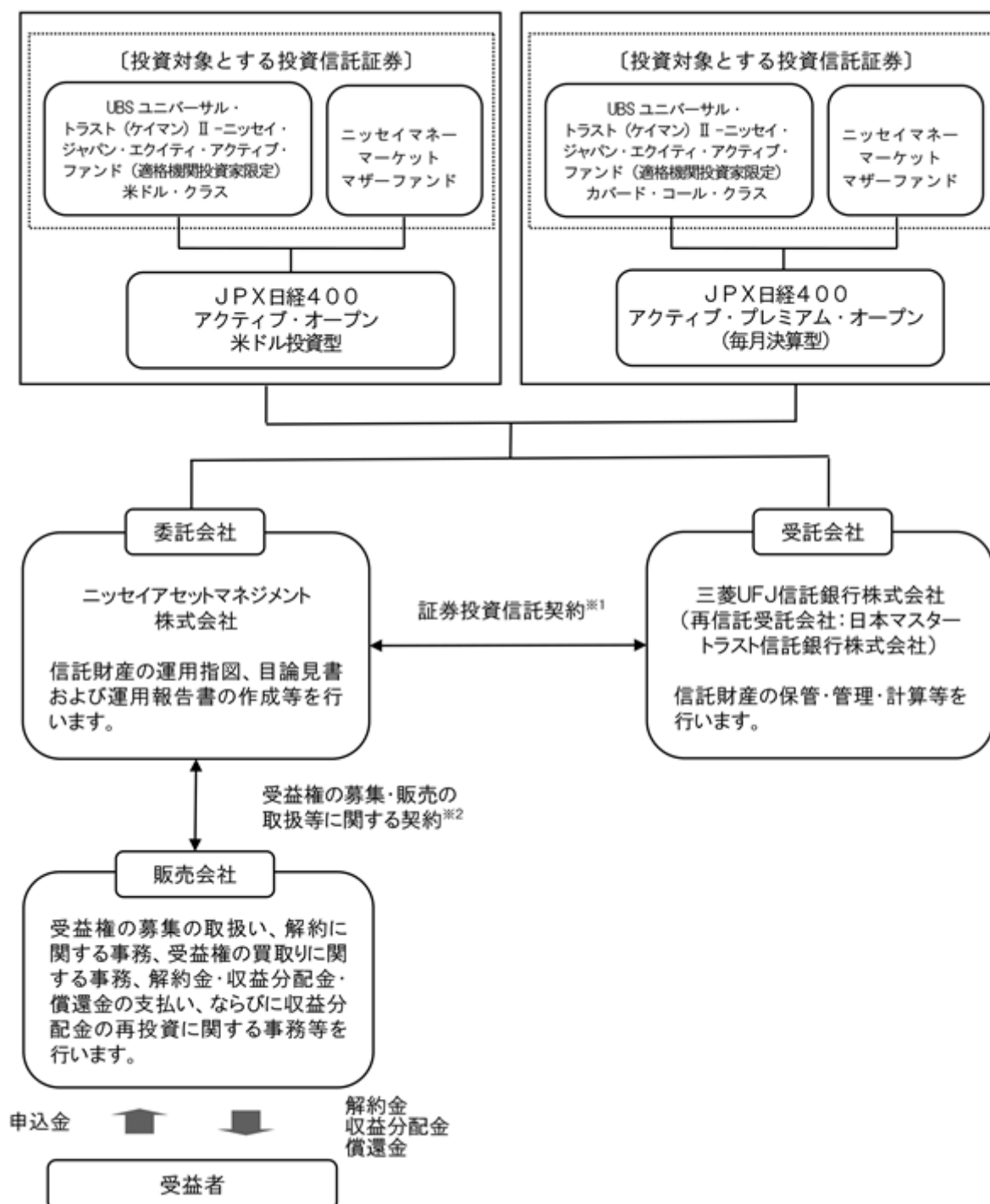
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、ファンドの実質的な運用を投資信託証券にて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回(毎月)	目論見書または約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2015年2月12日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

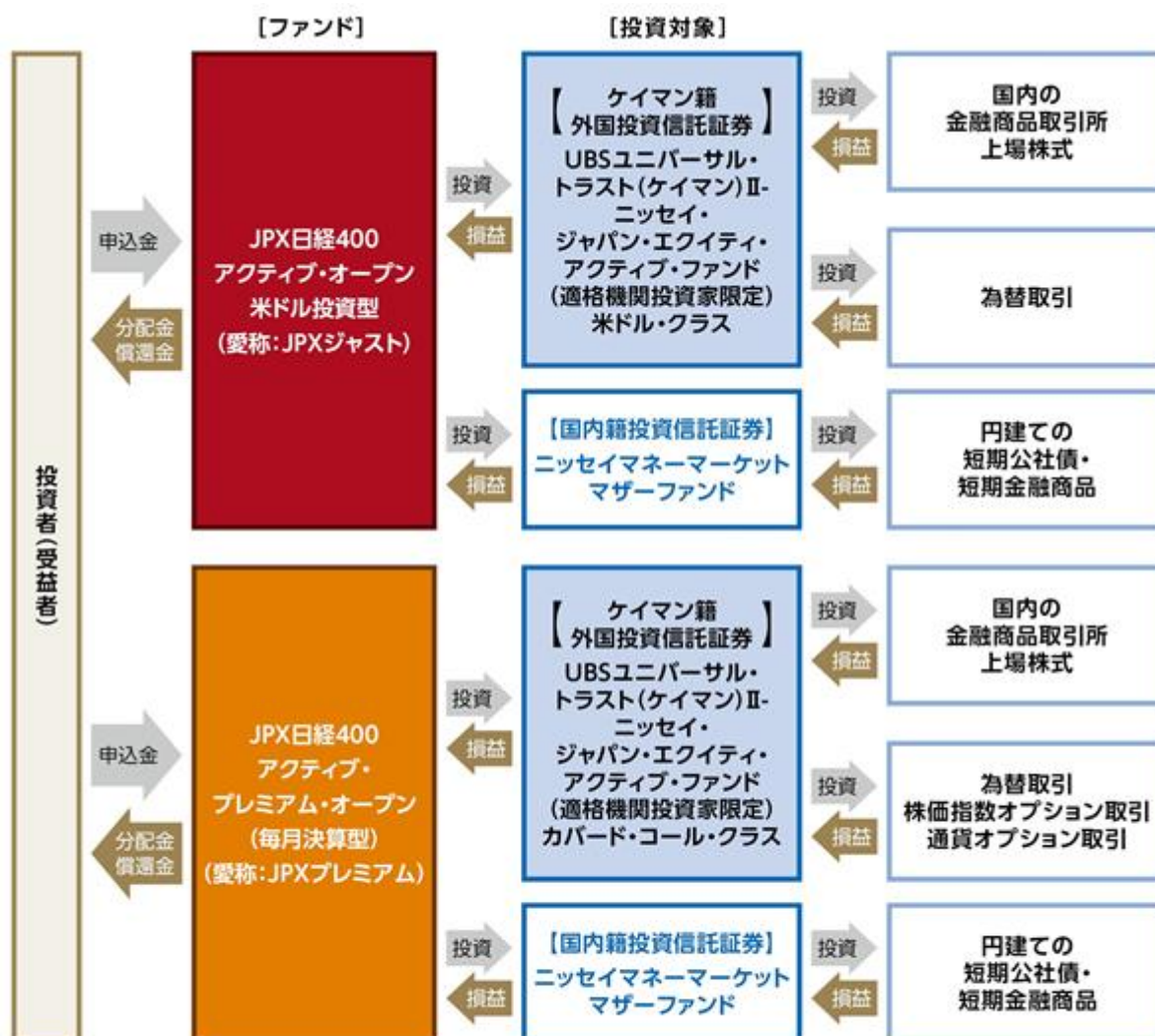
※2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

- 以下、ファンドが投資対象とする投資信託証券のそれぞれを「指定投資信託証券」ということがあります。

＜ファンドの形態＞

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ[※]方式により運用を行います。

※ ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。



・「JPXジャスト」と「JPXプレミアム」との間でスイッチングが可能です。

・販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

委託会社の概況（2025年2月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・設立年月日：1995年4月4日
- ・資本金の額：100億円
- ・沿革
 - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
 - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
 - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
 - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

・大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「J P X ジャスト」

- ① 主として、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） 米ドル・クラスへの投資を通じて、成長が期待される日本企業の株式へ投資を行います。組入円貨建資産については、原則として「円売り／米ドル買い」の為替取引を行います。為替取引を行うにあたっては、外国為替予約取引等を活用します。
- ② 株式運用部分においては、中長期的観点から「J P X 日経インデックス400（配当込み）」を上回る投資成果の獲得をめざし運用を行います。
- ③ 指定投資信託証券の投資割合については、委託会社が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） 米ドル・クラスを高位に保つことを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「J P X プレミアム」

- ① 主として、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） カバード・コール・クラスへの投資を通じて、成長が期待される日本企業の株式へ投資を行います。組入円貨建資産については、原則として「円売り／米ドル買い」の為替取引を行います。為替取引を行うにあたっては、外国為替予約取引等を活用します。また、日本企業の株式への投資、為替取引に加え、株価指数と通貨のカバードコール戦略を組合せることで、インカムゲインの確保をめざします。
- ② 株式運用部分においては、中長期的観点から「J P X 日経インデックス400（配当込み）」を上回る投資成果の獲得をめざし運用を行います。
- ③ 指定投資信託証券の投資割合については、委託会社が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） カバード・コール・クラスを高位に保つことを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】**a 主な投資対象****「ＪＰＸジャスト」**

円建ての外国投資信託であるＵＢＳユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） 米ドル・クラスおよびニッセイマネーマーケットマザーファンドを主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

「ＪＰＸプレミアム」

円建ての外国投資信託であるＵＢＳユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） カバード・コール・クラスおよびニッセイマネーマーケットマザーファンドを主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

<指定投資信託証券の概要>

１． ＵＢＳユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）
米ドル・クラス／カバード・コール・クラス

・本書においては、各クラスのそれぞれを「外国投資信託証券」ということがあります。

形態	ケイマン籍 外国投資信託（円建て）／オープン・エンド型
投資目的	主に国内の金融商品取引所に上場されている日本企業の株式に投資し、信託財産の長期的な成長をめざします。
運用方針	<米ドル・クラス／カバード・コール・クラス> ・主として成長が期待される日本企業の株式へ投資します。 ・銘柄選定にあたっては、ＲＯＥの水準および変化、営業利益の水準および変化に着目し、経営効率に優れ利益成長力を有する銘柄に投資し、中長期的観点から「ＪＰＸ日経インデックス４００（配当込み）」を上回る投資成果の獲得をめざします。 ・また、組入円建て資産については、原則として「円売り／米ドル買い」の為替取引を実質的に行い、プレミアム（金利差相当分の収益）の追加的なリターンの獲得をめざします。 「カバード・コール・クラス」では、上記に加え以下の運用を行います。 ・株式および通貨のカバードコール戦略を組合せることで、オプションプレミアムの獲得をめざします。 ・各カバードコール戦略のカバー率[※]を原則50％程度としたコールオプションの売りを実質的に行います。また、各カバードコール戦略では、原則として権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用します。 ※ 当該外国投資信託証券の評価額に対するコールオプションのポジションの割合です。運用環境等により50％からかい離する場合があります。 ○ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・ 通常の状況において、総資産総額の50%以上を日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券に投資します。 ・ 有価証券の空売りは行いません。 ・ 同一企業の発行済み株式数の半数を超える株式への投資は行いません。 ・ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、純資産総額の5%以下とします。 ・ 流動性の低い資産への投資割合は、純資産総額の15%以下とします。 ・ 原則として残存借入総額は、純資産総額の10%を超えないものとします。
収益分配	管理会社の判断により、原則として毎月の分配を行う方針です。 なお、上記収益分配方針は、JPX日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型／JPX日経400アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）の収益分配方針ではありません。
運用報酬	<米ドル・クラス> 純資産総額に対し、年0.595%程度 <カバード・コール・クラス> 純資産総額に対し、年0.675%程度 なお、年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。
その他の費用	信託財産に関する租税／組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査費用／法律関係の費用／外貨建資産の保管費用／借入金の利息 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	10月31日
管理会社	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
副投資顧問	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド
管理事務代行会社	BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド
副管理事務代行会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

UBSグループについて

UBSは真にグローバルなウェルス・マネジメントのリーダーであり、スイス国内有数のユニバーサル・バンクです。アセット・マネージャーとして多岐な運用ソリューションを提供し、また、専門的な証券事業を擁しています。UBSは、お客様に個別に提供される投資アドバイスやソリューション、投資商品を通じて、お客様が投資目標を達成するためのサポートをしています。スイスのチューリッヒに本拠を置くUBSは、世界の主要金融センターを含む50以上の市場で事業を展開しています。UBSグループAGの株式はスイスおよびニューヨークの各証券取引所に上場されています。

なお、外国投資信託証券の管理会社である「UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド」は、UBSのグループ会社です。

２．ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	・株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、4・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ｂ 約款に定める投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（国内の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

② 有価証券

主として次の1. に掲げる外国投資信託証券および2. に掲げる親投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます）のほか、次の3. から6. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限ります）に投資します。

「JPXジャスト」

1. UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） 米ドル・クラス
2. ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託証券であるニッセイマネーマーケットマザーファンド
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記3. の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

「J P Xプレミアム」

1. UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） カバード・コール・クラス
2. ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託証券であるニッセイマネーマーケットマザーファンド
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記3. の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

なお、5. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用は買現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品

信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ④ 前記②にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することができます。

（４）【分配方針】

- ① 原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - １． 分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
 - ２． 分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - ３． 留保益の運用方針
留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
 - ② 分配時期
 - 「ＪＰＸジャスト」
毎決算日とし、決算日は２・８月の各10日（年２回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。
 - 「ＪＰＸプレミアム」
毎決算日とし、決算日は毎月10日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。
 - ③ 支払方法
 - ＜分配金受取コースの場合＞
税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。
 - ＜分配金再投資コースの場合＞
税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

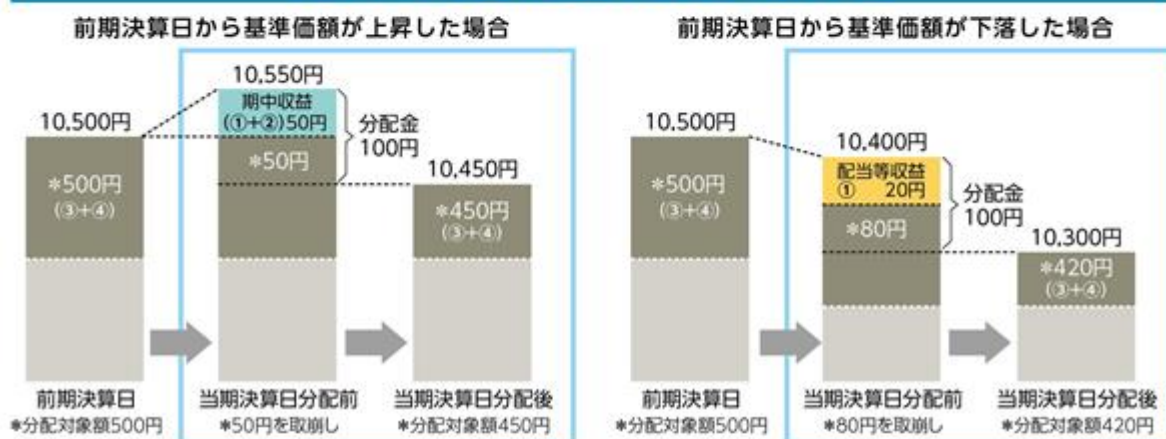
分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



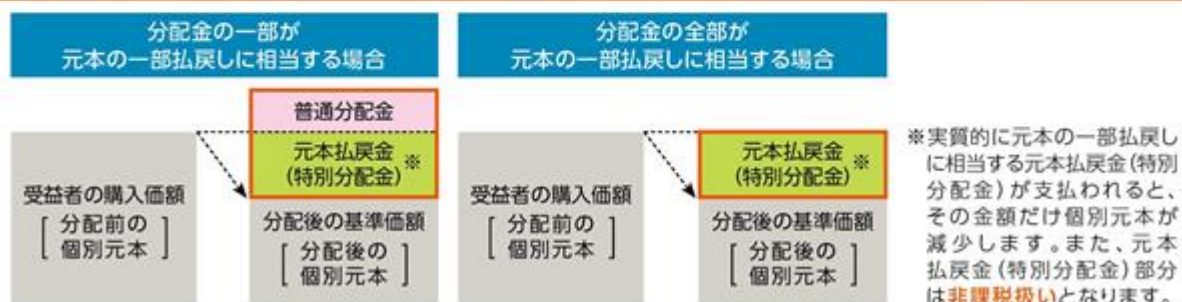
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

■ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

- ① 公社債の借入れ
 1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
 2. 前記1. は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
 4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。
- ② 資金の借入れ
 1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

ファンドは、組入円建て資産に対して、原則として「円売り／米ドル買い」の為替取引を行うため、米ドルに対する円高局面では、ファンドの資産価値が減少します。また、為替取引を行う米ドルの金利が円の金利より低い場合などには、コスト（金利差相当分の費用）が発生することがあります。

・カバードコール戦略に関するリスク

「JPXプレミアム」

カバードコール戦略では、株価指数のコールオプションを売却し、また米ドル（対円）に対するコールオプションを売却します。このため、株価指数や為替レートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合などには、売却したコールオプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの資産価値が減少する要因となることがあります。

カバードコール戦略では、権利行使日において株価指数や米ドル（対円）の為替レートが権利行使価格を超え上昇した場合、株式の値上がり益や為替差益が限定されるため、カバードコール戦略を構築しなかった場合に比べ投資成果が劣化する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、株価が下落、また為替レートが下落（米ドル安・円高）し、その後当初の水準程度まで回復しても、ファンドの資産価値の回復状況は株価や為替レートに比べて緩やかになる可能性があります。

換金にともないカバードコール戦略を解消する際には、市場動向や市場規模等によっては解消にともなうコストが発生し、ファンドの資産価値が減少する要因となることがあります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・有価証券取引等における取引相手に関する留意点

有価証券への投資等のファンドにかかる取引においては、その取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含む）等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されないこと（債務不履行）が生じる可能性があります。

・「JPXプレミアム」のカバードコール戦略に関する留意点

株式カバードコール戦略では、主として国内の株価指数にかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入株式と当該株価指数が異なる値動きをした際には、権利行使による損失を組入株式の値上がり益で相殺できない場合があります。

オプションプレミアムの水準は、株価指数や為替レートの水準、株価指数や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、金利水準および需給等の複数の要因により決まるため、カバードコール戦略の構築のつど変わります。また、相場の急変時にはオプションプレミアムの水準が大きく変動することがあります。

ファンドが売却したコールオプションは時価で評価され、その評価の変動が基準価額に反映されます。そのため、コールオプションを売却した時点でのオプションプレミアム収入相当分が基準価額に反映されるものではありません。

ファンドはコールオプションを「売却」しますので、コールオプションの評価値の上昇は基準価額の下落要因となり、コールオプションの評価値の下落はオプションプレミアムを上限として基準価額の上昇要因となります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

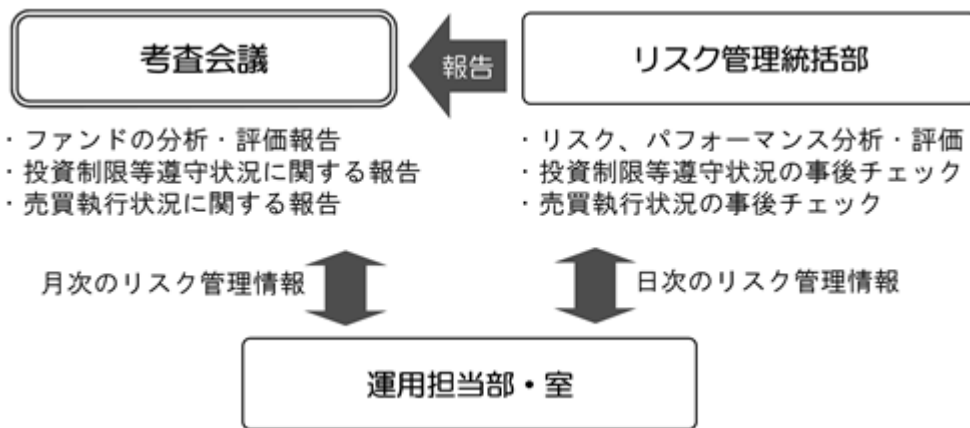
コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

（２）投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

＜流動性リスクに関する管理体制＞

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

●JPX日経400アクティブ・オープン ミドル投資型

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



●JPX日経400アクティブ・プレミアム・オープン(毎月決算型)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間に於けるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
 - 手数料率は変更となる場合があります。
- ② 分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。
- ③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。
- ④ スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。
 - 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
- ⑤ 前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1275%（税抜1.025%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.300%	0.700%	0.025%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（参考１）投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率（年率）

J P X ジャスト

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） 米ドル・クラス	0.595%程度
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	ありません。

J P X プレミアム

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定） カバード・コール・クラス	0.675%程度
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	ありません。

（参考 2） 指定投資信託証券を含めた実質的な信託報酬

信託財産の純資産総額に以下の料率をかけた額となります。

J P X ジャスト	年1.7225%（税込）程度
J P X プレミアム	年1.8025%（税込）程度

- 「実質的な信託報酬」とは、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券を100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な信託報酬は変動します。
- また、投資対象とする外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。

（4） 【その他の手数料等】

① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。

② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額		監査報酬率	
100億円超	の部分	年 0.0011%	（税抜0.001%）
50億円超 100億円以下	の部分	年 0.0022%	（税抜0.002%）
10億円超 50億円以下	の部分	年 0.0044%	（税抜0.004%）
10億円以下	の部分	年 0.0110%	（税抜0.010%）

③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

＜ご参考＞

「4 手数料等及び税金」の「（１）申込手数料」から「（４）その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分 配 時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買 取 請 求 時：買取請求時の買取価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。

※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分 配 時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収[※]され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

＜少額投資非課税制度について＞

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、いずれのファンドもNISAの対象ではありません。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して

以下の税率により源泉徴収[※]されます。
益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

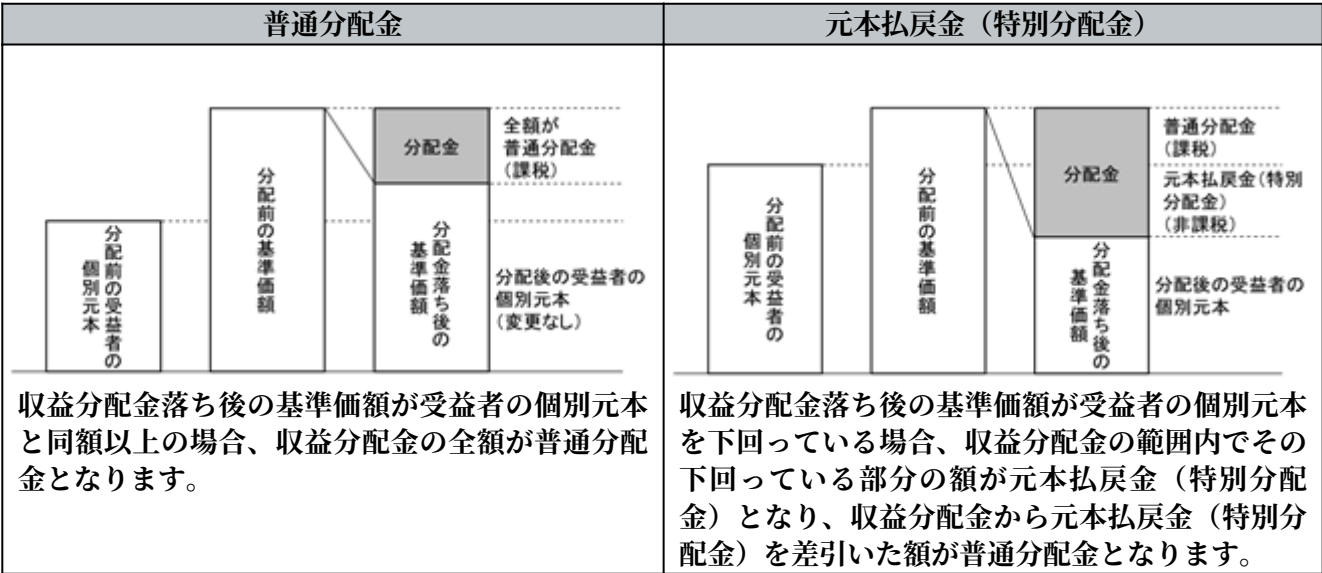
税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出[※]されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ※ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。



○ 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率**JPXジャスト**

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.78%	1.13%	0.65%

JPXプレミアム

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.91%	1.12%	0.79%

- ・対象期間:2024年8月14日～2025年2月10日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ・ファンドの費用と投資対象ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、「②その他費用の比率」に含まれます。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

J P X日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	6,344,124,943	98.27
内 ケイマン諸島	6,344,124,943	98.27
親投資信託受益証券	10,013	0.00
内 日本	10,013	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	111,763,112	1.73
純資産総額	6,455,898,068	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

J P X日経400アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	22,216,523,157	98.16
内 ケイマン諸島	22,216,523,157	98.16
親投資信託受益証券	10,013	0.00
内 日本	10,013	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	417,324,825	1.84
純資産総額	22,633,857,995	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	1,242,199,576	63.37
内 日本	1,242,199,576	63.37
特殊債券	132,091,584	6.74
内 日本	132,091,584	6.74
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	586,001,261	29.89
純資産総額	1,960,292,421	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

J P X日経４００アクティブ・オープン 米ドル投資型

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額 面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	UBSユニバーサル・トラ スト（ケイマン）II－ニッ セイ・ジャパン・エクイ ティ・アクティブ・ファン ド（適格機関投資家限定） 米ドル・クラス ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	16,235,764.41	398.0481 6,462,616,322	390.7500 6,344,124,943	— —	98.27
2	ニッセイマネーマーケッ ト マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	9,976	1.0035 10,011	1.0038 10,013	— —	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年2月28日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
投資信託受益証券	外国		98.27
	小計		98.27
親投資信託受益証券	国内		0.00
	小計		0.00
合 計（対純資産総額比）			98.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

J P X日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額 面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	UBSユニバーサル・トラ スト（ケイマン）II－ニッ セイ・ジャパン・エクイ ティ・アクティブ・ファン ド（適格機関投資家限定） カバード・コール・クラス ケイマン諸島	投資信 託受益 証券	2,038,213,133.68	11.2338 22,897,029,271	10.9000 22,216,523,157	— —	98.16
2	ニッセイマネーマーケッ ト マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	9,976	1.0035 10,011	1.0038 10,013	— —	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年2月28日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
投資信託受益証券	外国		98.16
	小計		98.16
親投資信託受益証券	国内		0.00
	小計		0.00
合 計（対純資産総額比）			98.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (％) 償還日	投資 比率 (％)
1	第752回 東京都公募公債 日本	地方債 証券	200,000,000	99.61 199,221,528	99.61 199,221,528	0.126 2025/12/19	10.16
2	第146回 共同発行市場 公募地方債 日本	地方債 証券	175,000,000	100.08 175,155,456	100.08 175,155,456	0.553 2025/5/23	8.94
3	第213回 神奈川県公募 公債 日本	地方債 証券	175,000,000	100.02 175,039,482	100.02 175,039,482	0.534 2025/3/19	8.93
4	令和2年度第10回 北海 道公募公債（5年） 日本	地方債 証券	175,000,000	99.73 174,533,254	99.73 174,533,254	0.02 2025/9/25	8.90
5	第74回 政保地方公共団 体金融機構債券 日本	特殊債 券	132,000,000	100.06 132,091,584	100.06 132,091,584	0.557 2025/7/15	6.74
6	第148回 共同発行市場 公募地方債 日本	地方債 証券	100,000,000	100.05 100,058,260	100.05 100,058,260	0.553 2025/7/25	5.10
7	第147回 共同発行市場 公募地方債 日本	地方債 証券	87,000,000	100.09 87,086,175	100.09 87,086,175	0.548 2025/6/25	4.44
8	第748回 東京都公募公 債 日本	地方債 証券	87,000,000	100.07 87,067,650	100.07 87,067,650	0.456 2025/9/19	4.44
9	平成27年度第3回 千葉 県公募公債 日本	地方債 証券	87,000,000	100.03 87,033,626	100.03 87,033,626	0.524 2025/6/25	4.44
10	平成27年度第1回 静岡 市公募公債 日本	地方債 証券	87,000,000	99.96 86,965,574	99.96 86,965,574	0.476 2025/11/25	4.44
11	平成27年度第2回 兵庫 県公募公債 日本	地方債 証券	70,000,000	100.05 70,038,571	100.05 70,038,571	0.501 2025/5/28	3.57

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年2月28日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
公社債券	国内	地方債証券	63.37
		特殊債券	6.74
	小計		70.11
合 計（対純資産総額比）			70.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

J P X日経４００アクティブ・オープン 米ドル投資型

該当事項はありません。

J P X日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

該当事項はありません。

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

J P X日経４００アクティブ・オープン 米ドル投資型

該当事項はありません。

J P X日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

該当事項はありません。

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

J P X日経４００アクティブ・オープン 米ドル投資型

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （2015年8月10日）	51,693,676,837	57,214,629,615	1.1236	1.2436
第2計算期間末 （2016年2月10日）	53,935,784,879	53,935,784,879	0.8219	0.8219
第3計算期間末 （2016年8月10日）	42,485,122,805	42,485,122,805	0.7380	0.7380
第4計算期間末 （2017年2月10日）	42,701,604,433	42,701,604,433	0.9065	0.9065
第5計算期間末 （2017年8月10日）	33,319,008,976	33,319,008,976	1.0063	1.0063
第6計算期間末 （2018年2月13日）	20,085,984,528	20,850,626,130	1.0507	1.0907
第7計算期間末 （2018年8月10日）	16,444,792,715	17,069,650,260	1.0527	1.0927

第8計算期間末 (2019年2月12日)	12,488,373,546	12,488,373,546	0.9042	0.9042
第9計算期間末 (2019年8月13日)	10,615,372,489	10,615,372,489	0.8867	0.8867
第10計算期間末 (2020年2月10日)	10,285,578,872	10,483,731,265	1.0381	1.0581
第11計算期間末 (2020年8月11日)	9,231,608,491	9,231,608,491	0.9907	0.9907
第12計算期間末 (2021年2月10日)	7,304,107,597	8,079,363,086	1.1306	1.2506
第13計算期間末 (2021年8月10日)	6,744,718,512	7,047,413,517	1.1141	1.1641
第14計算期間末 (2022年2月10日)	6,445,831,038	6,895,123,467	1.1477	1.2277
第15計算期間末 (2022年8月10日)	6,340,669,386	7,163,101,824	1.1564	1.3064
第16計算期間末 (2023年2月10日)	6,030,147,119	6,465,951,546	1.1069	1.1869
第17計算期間末 (2023年8月10日)	6,473,170,081	7,526,644,534	1.2289	1.4289
第18計算期間末 (2024年2月13日)	7,182,249,198	8,432,463,144	1.2639	1.4839
第19計算期間末 (2024年8月13日)	6,543,468,826	7,188,219,999	1.1164	1.2264
第20計算期間末 (2025年2月10日)	6,293,324,355	6,960,135,091	1.1326	1.2526
2024年2月末日	8,122,792,458	—	1.3349	—
3月末日	8,253,384,808	—	1.3829	—
4月末日	8,271,577,686	—	1.3866	—
5月末日	8,137,695,897	—	1.4392	—
6月末日	8,676,069,199	—	1.5339	—
7月末日	8,375,264,145	—	1.4331	—
8月末日	7,302,332,702	—	1.1945	—
9月末日	7,297,046,605	—	1.1993	—
10月末日	7,682,357,712	—	1.2783	—
11月末日	7,325,824,747	—	1.2352	—
12月末日	7,908,256,612	—	1.3512	—
2025年1月末日	7,588,438,145	—	1.2985	—
2月末日	6,455,898,068	—	1.1115	—

J P X日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1特定期間末 (2015年8月10日)	232,067,708,859	235,792,612,634	1.1214	1.1394
第2特定期間末 (2016年2月10日)	252,716,021,951	258,634,732,151	0.7686	0.7866
第3特定期間末 (2016年8月10日)	205,184,717,196	211,057,655,241	0.6289	0.6469
第4特定期間末 (2017年2月10日)	175,567,649,888	180,728,503,763	0.6123	0.6303
第5特定期間末 (2017年8月10日)	125,111,673,535	127,678,416,075	0.5849	0.5969
第6特定期間末 (2018年2月13日)	90,223,743,720	92,230,488,946	0.5395	0.5515
第7特定期間末 (2018年8月10日)	71,780,181,632	73,233,711,676	0.4938	0.5038
第8特定期間末 (2019年2月12日)	51,172,607,814	52,534,227,175	0.3758	0.3858
第9特定期間末 (2019年8月13日)	43,812,687,992	44,762,864,024	0.3228	0.3298
第10特定期間末 (2020年2月10日)	40,020,915,009	40,884,212,241	0.3245	0.3315
第11特定期間末 (2020年8月11日)	32,770,399,719	33,372,544,238	0.2721	0.2771
第12特定期間末 (2021年2月10日)	31,531,347,541	32,061,469,777	0.2974	0.3024
第13特定期間末 (2021年8月10日)	27,781,996,631	28,279,129,101	0.2794	0.2844
第14特定期間末 (2022年2月10日)	25,813,934,580	26,283,924,786	0.2746	0.2796
第15特定期間末 (2022年8月10日)	27,131,236,285	27,633,847,931	0.2699	0.2749
第16特定期間末 (2023年2月10日)	26,418,609,763	26,967,801,891	0.2405	0.2455
第17特定期間末 (2023年8月10日)	27,166,813,000	27,471,005,131	0.2679	0.2709
第18特定期間末 (2024年2月13日)	27,714,130,443	27,998,723,501	0.2921	0.2951
第19特定期間末 (2024年8月13日)	22,817,762,468	23,081,895,504	0.2592	0.2622
第20特定期間末 (2025年2月10日)	23,143,255,883	23,398,588,001	0.2719	0.2749
2024年2月末日	28,286,270,552	—	0.3043	—
3月末日	27,922,863,215	—	0.3092	—
4月末日	27,258,983,203	—	0.3042	—
5月末日	28,038,257,850	—	0.3155	—

6月末日	29,078,629,899	—	0.3299	—
7月末日	26,832,517,581	—	0.3045	—
8月末日	24,281,622,221	—	0.2765	—
9月末日	24,073,055,471	—	0.2750	—
10月末日	25,024,167,326	—	0.2849	—
11月末日	23,736,226,063	—	0.2763	—
12月末日	25,231,250,435	—	0.2949	—
2025年1月末日	24,051,211,483	—	0.2824	—
2月末日	22,633,857,995	—	0.2685	—

②【分配の推移】

J P X日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.1200
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0400
第7計算期間	0.0400
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0200
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.1200
第13計算期間	0.0500
第14計算期間	0.0800
第15計算期間	0.1500
第16計算期間	0.0800
第17計算期間	0.2000
第18計算期間	0.2200
第19計算期間	0.1100
第20計算期間	0.1200

J P X日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0900
第2特定期間	0.1080
第3特定期間	0.1080
第4特定期間	0.1080
第5特定期間	0.0900
第6特定期間	0.0720
第7特定期間	0.0680
第8特定期間	0.0600
第9特定期間	0.0540
第10特定期間	0.0420
第11特定期間	0.0380
第12特定期間	0.0300
第13特定期間	0.0300
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0200
第18特定期間	0.0180
第19特定期間	0.0180
第20特定期間	0.0180

③【収益率の推移】

J P X日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型

	収益率（%）
第1計算期間	24.4
第2計算期間	△26.9
第3計算期間	△10.2
第4計算期間	22.8
第5計算期間	11.0
第6計算期間	8.4
第7計算期間	4.0
第8計算期間	△14.1
第9計算期間	△1.9
第10計算期間	19.3
第11計算期間	△4.6
第12計算期間	26.2
第13計算期間	3.0
第14計算期間	10.2
第15計算期間	13.8
第16計算期間	2.6
第17計算期間	29.1
第18計算期間	20.8
第19計算期間	△3.0
第20計算期間	12.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

J P X日経400アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

	収益率（%）
第1特定期間	21.1
第2特定期間	△21.8
第3特定期間	△4.1
第4特定期間	14.5
第5特定期間	10.2
第6特定期間	4.5
第7特定期間	4.1
第8特定期間	△11.7
第9特定期間	0.3
第10特定期間	13.5
第11特定期間	△4.4
第12特定期間	20.3
第13特定期間	4.0
第14特定期間	9.0
第15特定期間	9.2
第16特定期間	0.2
第17特定期間	19.7
第18特定期間	15.8
第19特定期間	△5.1
第20特定期間	11.8

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています。（第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）

（４）【設定及び解約の実績】**J P X日経４００アクティブ・オープン 米ドル投資型**

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	50,198,469,007	4,190,529,183	46,007,939,824
第2計算期間	34,857,820,363	15,241,740,826	65,624,019,361
第3計算期間	5,716,223,919	13,774,674,778	57,565,568,502
第4計算期間	6,293,141,825	16,751,870,479	47,106,839,848
第5計算期間	1,435,631,594	15,431,413,913	33,111,057,529
第6計算期間	1,800,516,536	15,795,533,994	19,116,040,071
第7計算期間	1,020,205,037	4,514,806,465	15,621,438,643
第8計算期間	579,291,419	2,389,600,097	13,811,129,965
第9計算期間	3,124,935	1,842,218,991	11,972,035,909
第10計算期間	732,413	2,065,148,655	9,907,619,667
第11計算期間	117,583,290	706,937,734	9,318,265,223
第12計算期間	7,207,287	2,865,010,101	6,460,462,409
第13計算期間	348,584,754	755,147,044	6,053,900,119
第14計算期間	153,700,051	591,444,806	5,616,155,364
第15計算期間	291,097,272	424,369,713	5,482,882,923
第16計算期間	507,489,683	542,817,257	5,447,555,349
第17計算期間	461,789,421	641,972,503	5,267,372,267
第18計算期間	893,793,130	478,374,731	5,682,790,666
第19計算期間	1,042,690,930	864,107,293	5,861,374,303
第20計算期間	432,131,742	736,749,908	5,556,756,137

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

J P X日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1特定期間	213,810,531,925	6,871,433,305	206,939,098,620
第2特定期間	162,870,111,795	40,991,977,034	328,817,233,381
第3特定期間	55,849,081,865	58,391,979,368	326,274,335,878
第4特定期間	32,796,374,820	72,356,606,525	286,714,104,173
第5特定期間	17,138,792,697	89,957,685,125	213,895,211,745
第6特定期間	16,009,744,165	62,676,187,010	167,228,768,900
第7特定期間	12,050,277,802	33,926,042,252	145,353,004,450
第8特定期間	8,215,409,544	17,406,477,888	136,161,936,106
第9特定期間	10,827,763,409	11,250,266,235	135,739,433,280
第10特定期間	4,906,699,867	17,317,957,013	123,328,176,134
第11特定期間	6,663,692,098	9,562,964,300	120,428,903,932
第12特定期間	4,345,357,681	18,749,814,365	106,024,447,248
第13特定期間	4,259,896,591	10,857,849,689	99,426,494,150
第14特定期間	4,584,161,757	10,012,614,633	93,998,041,274
第15特定期間	12,652,653,105	6,128,365,028	100,522,329,351
第16特定期間	18,344,111,094	9,028,014,656	109,838,425,789
第17特定期間	18,301,025,168	26,742,073,635	101,397,377,322
第18特定期間	10,960,862,591	17,493,886,926	94,864,352,987
第19特定期間	8,533,248,539	15,353,256,049	88,044,345,477
第20特定期間	8,122,899,491	11,056,538,867	85,110,706,101

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<参考情報>

3.運用実績

2025年2月末現在

●基準価額・純資産の推移

JPX日経400アクティブ・オープン ミドル投資型



・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	11,115円
純資産総額	64億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2023年 2 月	800円
2023年 8 月	2,000円
2024年 2 月	2,200円
2024年 8 月	1,100円
2025年 2 月	1,200円
直近1年間累計	2,300円
設定来累計	13,500円

JPX日経400アクティブ・プレミアム・オープン(毎月決算型)



・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	2,685円
純資産総額	226億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2024年10月	30円
2024年11月	30円
2024年12月	30円
2025年 1 月	30円
2025年 2 月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	10,620円

●組入比率

JPX日経400アクティブ・オープン
ミドル投資型

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱー ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド (適格機関投資家限定) ミドル・クラス	98.3%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.7%

・比率は対純資産総額比です。

JPX日経400アクティブ・プレミアム・オープン
(毎月決算型)

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱー ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド (適格機関投資家限定) カバード・コール・クラス	98.2%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.8%

・比率は対純資産総額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

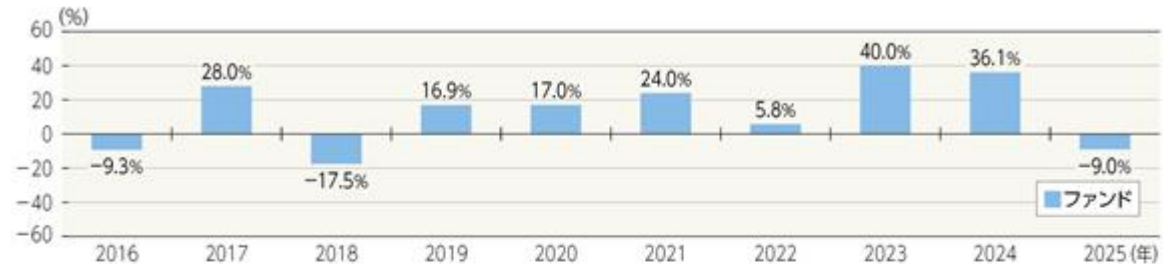
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2025年2月末現在

3.運用実績

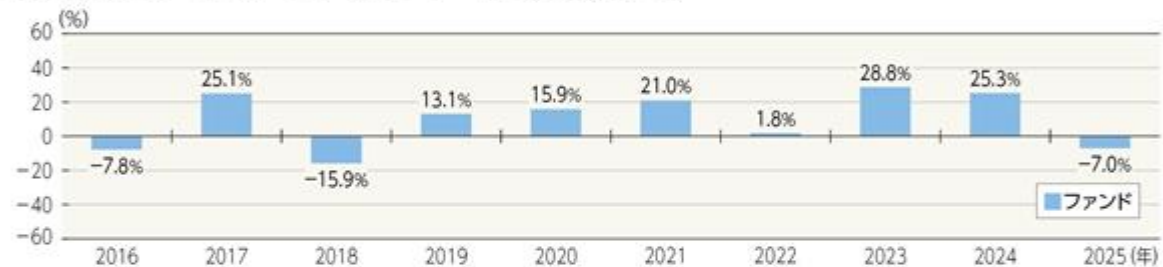
●年間収益率の推移

JPX日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型



- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2025年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

JPX日経400アクティブ・プレミアム・オープン(毎月決算型)



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2025年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

1 ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

3.運用実績

2025年2月末現在

●投資対象ファンドにおける資産の状況

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱー
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
米ドル・クラス／カバード・コール・クラス

●組入上位業種

	業 種	比 率
1	電気機器	18.3%
2	銀行業	13.9%
3	医薬品	11.1%
4	情報・通信業	9.6%
5	卸売業	8.4%
6	サービス業	5.2%
7	機械	4.7%
8	小売業	4.4%
9	その他製品	3.3%
10	精密機器	3.0%

・比率は対組入株式評価額比です。
・業種については東証33業種分類に基づいています。

●組入上位銘柄

	銘 柄	比 率
1	三井住友フィナンシャルグループ	6.0%
2	日立製作所	5.3%
3	リクルートホールディングス	5.2%
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	4.1%
5	KDDI	3.3%
6	任天堂	3.3%
7	キーエンス	3.2%
8	HOYA	3.0%
9	トヨタ自動車	3.0%
10	東京海上ホールディングス	3.0%

・比率は対組入株式評価額比です。

○上記の投資対象ファンドの状況は、上記作成基準日の基準価額に反映される海外前営業日基準のデータです。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

●組入上位銘柄

	銘 柄	種 別	比 率
1	第752回 東京都公募公債	地方債	14.5%
2	第146回 共同発行市場公募地方債	地方債	12.7%
3	第213回 神奈川県公募公債	地方債	12.7%
4	令和2年度第10回 北海道公募公債(5年)	地方債	12.7%
5	第74回 政保地方公共団体金融機構債券	特殊債	9.6%
6	第148回 共同発行市場公募地方債	地方債	7.3%
7	第147回 共同発行市場公募地方債	地方債	6.3%
8	第748回 東京都公募公債	地方債	6.3%
9	平成27年度第3回 千葉県公募公債	地方債	6.3%
10	平成27年度第1回 静岡県公募公債	地方債	6.3%

・比率は対組入債券評価額比です。

1 ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

金融商品取引所[※]の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります（スイッチングの場合も含みます）。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

○ 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
5. スwitchingとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。
- 保有しているファンドの換金の際に税金が差引かれる場合があります。税金についての詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。
6. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。
- ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付け（switchingの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消することがあります（switchingの場合も含みます）。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

各販売会社が定める単位とします。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

- 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

- 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
 コールセンター 0120-762-506
 (9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)
 ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

- ② ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）で評価します。
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	計算日の基準価額で評価します。

- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
 コールセンター 0120-762-506
 (9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)
 ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2015年2月12日から2028年8月10日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間はファンドによって異なり、以下の通りです。

「JPXジャスト」

毎年2月11日から8月10日まで、および8月11日から翌年2月10日までとします。

「JPXプレミアム」

毎月11日から翌月10日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5) 【その他】**① 繰上償還**

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. 各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回っている場合
 - ii. 各ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券が存続しないこととなる場合
 - iii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - iv. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1. により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3. において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2. から4. までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更等 2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「② 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1. の事項（前記1. の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3. において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1. から7. までの規定にしたがいます。
- ③ 反対者の買取請求の不適用
- ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。
- ④ 公告
- 電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。
- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑤ 運用報告書の作成
- 委託会社は、ファンドの2月および8月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知っている受益者に交付します。
 - ・ 運用報告書（全体版）は、電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行います。
- ⑥ 信託事務処理の再信託
- 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- ⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き
- 委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（3）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（4）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（5）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

（6）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ① 他の受益者の氏名または名称および住所
- ② 他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

ＪＰＸ日経４００アクティブ・オープン 米ドル投資型

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2024年8月14日から2025年2月10日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ＪＰＸ日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年8月14日から2025年2月10日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ＪＰＸ日経４００アクティブ・オープン 米ドル投資型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 2024年8月13日現在	第20期 2025年2月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	42,792,927	12,682,570
コール・ローン	1,249,935,380	1,114,657,006
投資信託受益証券	5,958,072,372	5,936,780,718
親投資信託受益証券	10,002	10,011
未収入金	—	354,110,000
流動資産合計	7,250,810,681	7,418,240,305
資産合計	7,250,810,681	7,418,240,305
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	644,751,173	666,810,736
未払解約金	16,205,051	416,297,494
未払受託者報酬	1,126,982	1,015,549
未払委託者報酬	45,081,062	40,623,732
その他未払費用	177,587	168,439
流動負債合計	707,341,855	1,124,915,950
負債合計	707,341,855	1,124,915,950
純資産の部		
元本等		
元本	5,861,374,303	5,556,756,137
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	682,094,523	736,568,218
（分配準備積立金）	240,889,024	—
元本等合計	6,543,468,826	6,293,324,355
純資産合計	6,543,468,826	6,293,324,355
負債純資産合計	7,250,810,681	7,418,240,305

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	第20期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
営業収益		
受取利息	58,084	193,124
有価証券売買等損益	△172,899,289	880,898,355
営業収益合計	△172,841,205	881,091,479
営業費用		
支払利息	1,815	—
受託者報酬	1,126,982	1,015,549
委託者報酬	45,081,062	40,623,732
その他費用	178,156	168,439
営業費用合計	46,388,015	41,807,720
営業利益又は営業損失（△）	△219,229,220	839,283,759
経常利益又は経常損失（△）	△219,229,220	839,283,759
当期純利益又は当期純損失（△）	△219,229,220	839,283,759
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	113,062,278	96,878,857
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,499,458,532	682,094,523
剰余金増加額又は欠損金減少額	391,129,769	65,457,721
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	391,129,769	65,457,721
剰余金減少額又は欠損金増加額	231,451,107	86,578,192
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	231,451,107	86,578,192
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	644,751,173	666,810,736
期末剰余金又は期末欠損金（△）	682,094,523	736,568,218

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第20期	
	自 2024年8月14日	至 2025年2月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月10日及び8月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2024年8月14日から2025年2月10日までとなっております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第19期	第20期
	2024年8月13日現在	2025年2月10日現在
1. 期首元本額	5,682,790,666円	5,861,374,303円
期中追加設定元本額	1,042,690,930円	432,131,742円
期中一部解約元本額	864,107,293円	736,749,908円
2. 受益権の総数	5,861,374,303口	5,556,756,137口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19期	第20期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,057,237,755円）及び分配準備積立金（885,640,197円）より分配対象収益は1,942,877,952円（1万口当たり3,314.71円）であり、うち644,751,173円（1万口当たり1,100円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（176,989円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（449,128,549円）、収益調整金（1,018,209,795円）及び分配準備積立金（212,456,324円）より分配対象収益は1,679,971,657円（1万口当たり3,023.30円）であり、うち666,810,736円（1万口当たり1,200円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	第20期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2024年8月13日現在	第20期 2025年2月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあります。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19期 2024年8月13日現在	第20期 2025年2月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△231,448,735	675,163,726
親投資信託受益証券	2	9
合計	△231,448,733	675,163,735

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第19期 2024年8月13日現在	第20期 2025年2月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1164円 (11,164円)	1.1326円 (11,326円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年2月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	U B Sユニバーサル・トラスト (ケイマン) II－ニッセイ・ ジャパン・エクイティ・アク ティブ・ファンド（適格機関投 資家限定）米ドル・クラス	14,937,552	5,936,780,718	
投資信託受益証券 合計		14,937,552	5,936,780,718	
親投資信託受益証券	ニッセイマネーマーケット マ ザーファンド	9,976	10,011	
親投資信託受益証券 合計		9,976	10,011	
合計			5,936,790,729	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＪＰＸ日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19特定期間 2024年8月13日現在	第20特定期間 2025年2月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	26,100,365	8,498,870
コール・ローン	762,363,604	746,956,262
投資信託受益証券	22,341,060,124	22,692,423,089
親投資信託受益証券	10,002	10,011
流動資産合計	23,129,534,095	23,447,888,232
資産合計	23,129,534,095	23,447,888,232
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	264,133,036	255,332,118
未払解約金	19,565,418	26,198,632
未払受託者報酬	683,386	562,306
未払委託者報酬	27,335,827	22,492,522
その他未払費用	53,960	46,771
流動負債合計	311,771,627	304,632,349
負債合計	311,771,627	304,632,349
純資産の部		
元本等		
元本	88,044,345,477	85,110,706,101
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△65,226,583,009	△61,967,450,218
（分配準備積立金）	11,128,782,772	10,506,724,569
元本等合計	22,817,762,468	23,143,255,883
純資産合計	22,817,762,468	23,143,255,883
負債純資産合計	23,129,534,095	23,447,888,232

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19特定期間 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	第20特定期間 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
営業収益		
受取配当金	2,451,217,220	2,420,345,402
受取利息	184,879	627,422
有価証券売買等損益	△3,499,335,141	439,687,572
営業収益合計	△1,047,933,042	2,860,660,396
営業費用		
支払利息	5,039	—
受託者報酬	3,810,104	3,308,790
委託者報酬	152,405,928	132,353,641
その他費用	296,560	274,081
営業費用合計	156,517,631	135,936,512
営業利益又は営業損失（△）	△1,204,450,673	2,724,723,884
経常利益又は経常損失（△）	△1,204,450,673	2,724,723,884
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,204,450,673	2,724,723,884
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△13,286,451	28,420,937
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△67,150,222,544	△65,226,583,009
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,629,474,759	7,986,124,954
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,629,474,759	7,986,124,954
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,892,093,167	5,858,972,886
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,892,093,167	5,858,972,886
分配金	1,622,577,835	1,564,322,224
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△65,226,583,009	△61,967,450,218

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第20特定期間
	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年2月10日及び8月10日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間末日が休業日のため、2024年8月14日から2025年2月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第19特定期間	第20特定期間
	2024年8月13日現在	2025年2月10日現在
1. 期首元本額	94,864,352,987円	88,044,345,477円
期中追加設定元本額	8,533,248,539円	8,122,899,491円
期中一部解約元本額	15,353,256,049円	11,056,538,867円
2. 受益権の総数	88,044,345,477口	85,110,706,101口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は65,226,583,009円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は61,967,450,218円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19特定期間	第20特定期間
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 分配金の計算過程	（自2024年2月14日 至2024年3月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（404,842,238円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,577,254,038円）及び分配準備積立金（11,985,329,876円）より分配対象収益は34,967,426,152円（1万口当たり3,744.01円）であり、うち280,186,801円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自2024年8月14日 至2024年9月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（381,558,108円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,533,360,945円）及び分配準備積立金（11,000,753,550円）より分配対象収益は33,915,672,603円（1万口当たり3,825.46円）であり、うち265,973,032円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自2024年3月12日 至2024年4月10日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（389,805,908円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,122,599,754円）及び分配準備積立金（11,595,237,824円）より分配対象収益は34,107,643,486円（1万口当たり3,757.45円）であり、うち272,319,843円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自2024年4月11日 至2024年5月10日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（379,050,388円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,125,449,037円）及び分配準備積立金（11,485,617,157円）より分配対象収益は33,990,116,582円（1万口当たり3,769.92円）であり、うち270,484,439円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自2024年5月11日 至2024年6月10日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（392,577,920円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,193,561,934円）及び分配準備積立金（11,347,921,388円）より分配対象収益は33,934,061,242円（1万口当たり3,784.24円）であり、うち269,016,487円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自2024年6月11日 至2024年7月10日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（395,299,125円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,177,066,168円）及び分配準備積立金（11,170,130,470円）より分配対象収益は33,742,495,763円（1万口当たり3,799.30円）であり、うち266,437,229円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自2024年9月11日 至2024年10月10日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（398,198,169円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,570,602,235円）及び分配準備積立金（10,870,867,258円）より分配対象収益は33,839,667,662円（1万口当たり3,841.21円）であり、うち264,289,284円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自2024年10月11日 至2024年11月11日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（391,962,785円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,678,211,654円）及び分配準備積立金（10,761,834,284円）より分配対象収益は33,832,008,723円（1万口当たり3,856.44円）であり、うち263,185,991円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自2024年11月12日 至2024年12月10日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（377,087,867円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,490,190,222円）及び分配準備積立金（10,572,201,302円）より分配対象収益は33,439,479,391円（1万口当たり3,870.59円）であり、うち259,181,223円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自2024年12月11日 至2025年1月10日）
 計算期間末における費用控除後の配当等収益（389,852,099円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,383,866,278円）及び分配準備積立金（10,439,178,013円）より分配対象収益は33,212,896,390円（1万口当たり3,886.66円）であり、うち256,360,576円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

	（自2024年7月11日 至2024年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（370,857,028円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,168,026,056円）及び分配準備積立金（11,022,058,780円）より分配対象収益は33,560,941,864円（1万口当たり3,811.82円）であり、うち264,133,036円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	（自2025年1月11日 至2025年2月10日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（374,776,301円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,441,025,060円）及び分配準備積立金（10,387,280,386円）より分配対象収益は33,203,081,747円（1万口当たり3,901.16円）であり、うち255,332,118円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第19特定期間 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	第20特定期間 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19特定期間 2024年8月13日現在	第20特定期間 2025年2月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあります。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19特定期間 2024年8月13日現在	第20特定期間 2025年2月10日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△7,171,118,189	△1,874,784,355
親投資信託受益証券	1	3
合計	△7,171,118,188	△1,874,784,352

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第19特定期間 2024年8月13日現在	第20特定期間 2025年2月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.2592円 (2,592円)	0.2719円 (2,719円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年2月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	UBSユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIーニッセイ・ ジャパン・エクイティ・アク ティブ・ファンド（適格機関投 資家限定）カバード・コール・ クラス	2,018,898,851	22,692,423,089	
投資信託受益証券 合計		2,018,898,851	22,692,423,089	
親投資信託受益証券	ニッセイマネーマーケット マ ザーファンド	9,976	10,011	
親投資信託受益証券 合計		9,976	10,011	
合計			22,692,433,100	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「J P X日経4 0 0アクティブ・オープン 米ドル投資型」、「J P X日経4 0 0アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）」は、「U B Sユニバーサル・トラスト（ケイマン）II-ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）米ドル・クラス」投資信託証券、「U B Sユニバーサル・トラスト（ケイマン）II-ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）カバード・コール・クラス」投資信託証券及び「ニッセイマネーマーケット マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべて同投資信託の受益証券及び同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における直近の同投資信託及び同親投資信託の状況は以下の通りであります。それらは監査意見の対象外であります。

なお、「U B Sユニバーサル・トラスト（ケイマン）II-ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）米ドル・クラス」及び「U B Sユニバーサル・トラスト（ケイマン）II-ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）カバード・コール・クラス」（ケイマン籍外国投資信託証券）の2024年10月31日現在の財務諸表について、「J P X日経4 0 0アクティブ・オープン 米ドル投資型」、「J P X日経4 0 0アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）」の監査報告日までに監査が完了しない予定との報告を受けたため、参考情報として直近2023年10月31日現在の財務諸表を開示いたします。

1. 「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）米ドル・クラス」の状況

2. 「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）カバード・コール・クラス」の状況

当該財務諸表は、「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）米ドル・クラス」及び「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）カバード・コール・クラス」（ケイマン籍外国投資信託証券）の2023年10月31日現在の財務諸表のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。

また、同投資信託は2024年3月1日に「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）米ドル・クラス」から「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）米ドル・クラス」、「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）カバード・コール・クラス」から「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）カバード・コール・クラス」にファンド名称の変更を行いました。

同ファンドの財務諸表は、現地の諸法規に準拠して作成されており、独立監査人の監査を受けております。なお、「投資有価証券明細表」については、独立監査人の監査を受けておりません。

（1）損益計算書（2022年11月1日～2023年10月31日）

＜クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II－ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）＞

	(円)
投資純収益（損失）	6,479,522,145
受取配当金	758,956,098
スワップ収益（損失）	(448,138,539)
金融資産投資純収益	6,790,339,704
利息収入	(1)
収益合計	6,790,339,703
投資運用報酬	132,171,155
管理事務代行報酬および信託報酬	28,911,893
名義書換代行報酬	60,796,620
取引費用	18,354,360
その他費用	38,046,329
費用合計	278,280,357
税引前利益	6,512,059,346
源泉税	(116,234,127)
分配前純資産増減額	6,395,825,219
分配金	(9,109,129,941)
分配後純資産増減額	(2,713,304,722)

(2) 投資有価証券明細表(2023年10月31日現在)

Description	Bloomberg Ticker	Cusip Pricing Number	ISIN	Security Number	Holding / Shares	Bid Price	Issue / Settle Curr	Exch Rate	Market Value (Base)
NIPPON TELEGRAPH & TELEPH	9432 JT	6641373	Equity	6641373	5,380,300,000	176.800000 JPY		1.00000000	951,237,940.00
NISSAN CHEMICAL CORP	4021 JT	6641588	Equity	6641588	125,500,000	6,095.000000 JPY		1.00000000	764,922,500.00
NIPPON YUSEN KK	9101 JT	6643960	Equity	6643960	145,900,000	3,677.000000 JPY		1.00000000	536,474,300.00
ROHM CO LTD	6963 JT	6747204	Equity	6747204	50,000,000	2,386.000000 JPY		1.00000000	119,300,000.00
ROHTO PHARMACEUTICAL CO L	4527 JT	6747367	Equity	6747367	306,500,000	3,492.000000 JPY		1.00000000	1,070,298,000.00
SOFTBANK GROUP CORP	9984 JT	6770620	Equity	6770620	37,800,000	6,124.000000 JPY		1.00000000	231,487,200.00
SHINETSU CHEMICAL CO LTD	4063 JT	6804585	Equity	6804585	203,400,000	4,468.000000 JPY		1.00000000	908,791,200.00
SHOHOJI & CO LTD	4507 JT	6804682	Equity	6804682	81,100,000	6,987.000000 JPY		1.00000000	566,645,700.00
SONY GROUP CORP	6758 JT	6821506	Equity	6821506	84,100,000	12,425.000000 JPY		1.00000000	1,044,942,500.00
TAKEDA PHARMACEUTICAL CO	4502 JT	6870445	Equity	6870445	143,700,000	4,063.000000 JPY		1.00000000	583,853,100.00
ADVANTEC CORP	6857 JT	6870490	Equity	6870490	194,400,000	3,815.000000 JPY		1.00000000	741,636,000.00
TOKYO ELECTRON LTD	6035 JT	6895675	Equity	6895675	40,300,000	19,795.000000 JPY		1.00000000	796,126,500.00
TOYOTA TSUSHO CORP	6015 JT	6900580	Equity	6900580	50,100,000	7,906.000000 JPY		1.00000000	396,090,600.00
TOYOTA MOTOR CORP	7203 JT	6900643	Equity	6900643	616,400,000	2,590.000000 JPY		1.00000000	1,596,476,000.00
UNICHARM CORP	8113 JT	6911485	Equity	6911485	98,300,000	5,121.000000 JPY		1.00000000	503,394,300.00
YASKAWA ELECTRIC CORP	6506 JT	6986041	Equity	6986041	-	0.000000 JPY		1.00000000	0.00
BANDAI NAMCO HOLDINGS INC	7832 JT	80JG004	Equity	80JG004	158,600,000	3,103.000000 JPY		1.00000000	492,135,800.00
SOCKENET INC	6526 JT	80MTX75	Equity	80MTX75	34,100,000	14,420.000000 JPY		1.00000000	491,722,000.00
RECRUIT HOLDINGS CO LTD	6099 JT	80RFX20	Equity	80RFX20	265,600,000	4,333.000000 JPY		1.00000000	1,150,944,800.00
USD CLASS SWAP		CL6G5WAP1		CL6G5WAP1	7,142,535,506.0000	1.640000 JPY		1.00000000	117,137,842.00
COVERED CALL CLASS SWAP		CL67SWAP1		CL67SWAP1	25,808,411,058.0000	1.130000 JPY		1.00000000	291,635,045.00
OBIC CO LTD	4684 JT	6136749	Equity	6136749	28,500,000	22,245.000000 JPY		1.00000000	633,962,500.00
CHUGAI PHARMACEUTICAL CO	4519 JT	6196408	Equity	6196408	145,900,000	4,460.000000 JPY		1.00000000	650,714,000.00
DAIKIN INDUSTRIES LTD	6367 JT	6250724	Equity	6250724	17,300,000	21,630.000000 JPY		1.00000000	374,199,000.00
FAST RETAILING CO LTD	9983 JT	6332439	Equity	6332439	11,600,000	33,020.000000 JPY		1.00000000	383,032,000.00
MTSUBISHI UFJ FINANCIAL	8306 JT	6335171	Equity	6335171	2,086,400,000	1,257.000000 JPY		1.00000000	2,622,604,800.00
FUJI ELECTRIC CO LTD	6504 JT	6356365	Equity	6356365	98,800,000	5,678.000000 JPY		1.00000000	560,966,400.00
NOMURA RESEARCH INSTITUTE	4307 JT	6390921	Equity	6390921	120,700,000	3,944.000000 JPY		1.00000000	476,040,800.00
HITACHI LTD	6501 JT	6429104	Equity	6429104	209,700,000	9,477.000000 JPY		1.00000000	1,987,326,900.00
HOYA CORP	7741 JT	6441506	Equity	6441506	54,200,000	14,335.000000 JPY		1.00000000	776,957,000.00
ITOCHU CORP	8001 JT	6467803	Equity	6467803	186,300,000	5,373.000000 JPY		1.00000000	1,000,989,900.00
KOTOBUKI SPIRITS CO LTD	2222 JT	6489465	Equity	6489465	44,000,000	1,993.000000 JPY		1.00000000	87,692,000.00
KEYENCE CORP	6861 JT	6490995	Equity	6490995	22,900,000	58,150.000000 JPY		1.00000000	1,331,635,000.00
LASERTEC CORP	6920 JT	6506267	Equity	6506267	16,900,000	25,205.000000 JPY		1.00000000	425,964,500.00
TOKIO MARINE HOLDINGS INC	8766 JT	6513126	Equity	6513126	501,700,000	3,343.000000 JPY		1.00000000	1,677,183,100.00
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL	8316 JT	6563024	Equity	6563024	281,700,000	7,220.000000 JPY		1.00000000	2,033,874,000.00
MARUBENI CORP	8002 JT	6569464	Equity	6569464	586,500,000	2,178.000000 JPY		1.00000000	1,277,397,000.00
MURATA MANUFACTURING CO L	6961 JT	6610403	Equity	6610403	137,700,000	2,477.000000 JPY		1.00000000	341,151,750.00
RENESAS ELECTRONICS CORP	6723 JT	6635677	Equity	6635677	464,100,000	1,955.000000 JPY		1.00000000	907,547,500.00
NINTENDO CO LTD	7974 JT	6639550	Equity	6639550	110,400,000	6,221.000000 JPY		1.00000000	686,798,400.00

ニッセイマネーマーケット マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2025年2月10日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	6,103,370
コール・ローン	502,923,326
地方債証券	1,242,219,124
特殊債券	220,109,706
未収利息	1,713,330
前払費用	508,581
流動資産合計	1,973,577,437
資産合計	1,973,577,437
負債の部	
流動負債	
未払解約金	5,844,229
流動負債合計	5,844,229
負債合計	5,844,229
純資産の部	
元本等	
元本	1,960,741,907
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6,991,301
元本等合計	1,967,733,208
純資産合計	1,967,733,208
負債純資産合計	1,973,577,437

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券及び特殊債券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年2月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,358,558,765円
同期中追加設定元本額	772,678,392円
同期中一部解約元本額	170,495,250円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイグローバル好配当株式プラス（毎月決算型）	10,000円
ニッセイマネーマーケットファンド（適格機関投資家限定）	49,915,250円
ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型）	9,994円
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）	9,984円
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年2回決算型）	9,984円
ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）	9,984円
ニッセイ世界高配当株ファンド（年2回決算型）	9,984円
J P X日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型	9,976円
J P X日経400アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）	9,976円

ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン (毎月決算型)	9,974円
ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン (年2回決算型)	9,974円
ニッセイA I 関連株式ファンド (為替ヘッジあり)	9,967円
ニッセイA I 関連株式ファンド (為替ヘッジなし)	9,967円
ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド (資産成長型)	9,968円
DCニッセイターゲットデットファンド2025	1,910,477,568円
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド (資産成長型)	9,969円
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド (年2回決算型)	9,969円
ニッセイA I 関連株式ファンド (年2回決算型・為替ヘッジあり)	9,969円
ニッセイA I 関連株式ファンド (年2回決算型・為替ヘッジなし)	9,969円
ニッセイ／シュローダー・グローバルCBファンド (年2回決算型・為替ヘッジあり)	9,970円
ニッセイ／シュローダー・グローバルCBファンド (年2回決算型・為替ヘッジなし)	9,970円
ニッセイ／シュローダー・グローバルCBファンド (資産成長型・為替ヘッジあり)	9,970円
ニッセイ／シュローダー・グローバルCBファンド (資産成長型・為替ヘッジなし)	9,970円
グローバル・ディスラプター成長株ファンド (予想分配金提示型)	9,972円
グローバル・ディスラプター成長株ファンド (資産成長型)	9,972円
ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド (予想分配金提示型)	9,972円
ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド (資産成長型)	9,972円
ニッセイ／シュローダー好利回りCBファンド2023-02 (為替ヘッジあり・限定追加型)	9,974円
限定追加型・繰上償還条項付 ニッセイ世界リカバリー株式厳選ファンド2023-07 (為替ヘッジあり)	9,975円
ニッセイ・マルチアセット・インカム戦略ファンド (資産成長型)	9,975円
ニッセイ・マルチアセット・インカム戦略ファンド (毎月決算型)	9,975円
ニッセイS&P500リカバリー戦略株式ファンド	9,973円
ニッセイ・インド中小型株式ファンド	9,969円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド (毎月決算型・為替ヘッジあり)	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド (毎月決算型・為替ヘッジなし)	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド (年2回決算型・為替ヘッジあり)	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド (年2回決算型・為替ヘッジなし)	9,968円
計	1,960,741,907円
2. 受益権の総数	1,960,741,907口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年2月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年2月10日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
地方債証券	—
特殊債券	—
合計	—

（注）「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年10月16日から2025年2月10日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年2月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0036円 (10,036円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年2月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
地方債証券	第748回 東京都公募公債	87,000,000	87,073,626	
	第752回 東京都公募公債	200,000,000	199,173,882	
	令和2年度第10回 北海道公募公債（5年）	175,000,000	174,493,060	
	第213回 神奈川県公募公債	175,000,000	175,076,598	
	平成27年度第2回 兵庫県公募公債	70,000,000	70,046,365	
	平成27年度第3回 千葉県公募公債	87,000,000	87,038,792	
	第146回 共同発行市場公募地方債	175,000,000	175,188,720	
	第147回 共同発行市場公募地方債	87,000,000	87,099,405	
	第148回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,065,388	
	平成27年度第1回 静岡市公募公債	87,000,000	86,963,288	
地方債証券 合計		1,243,000,000	1,242,219,124	
特殊債券	第69回 政保地方公共団体金融機構債券	88,000,000	88,006,098	
	第74回 政保地方公共団体金融機構債券	132,000,000	132,103,608	
特殊債券 合計		220,000,000	220,109,706	
合計			1,462,328,830	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

J P X日経400アクティブ・オープン 米ドル投資型

2025年2月28日現在

I 資産総額	6,464,254,238円
II 負債総額	8,356,170円
III 純資産総額（I－II）	6,455,898,068円
IV 発行済数量	5,808,305,336口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1115円

J P X日経400アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）

2025年2月28日現在

I 資産総額	22,683,304,498円
II 負債総額	49,446,503円
III 純資産総額（I－II）	22,633,857,995円
IV 発行済数量	84,298,774,138口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.2685円

（参考）

ニッセイマネーマーケット マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	1,963,782,569円
II 負債総額	3,490,148円
III 純資産総額（I－II）	1,960,292,421円
IV 発行済数量	1,952,968,215口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0038円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2025年2月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年2月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	400	76,246
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	113	18,267
単位型公社債投資信託	0	0
合計	513	94,514

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨ててして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第29期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第30期事業年度に係る中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,522,565		23,594,998
有価証券		5,099,877		4,958,109
前払費用		595,955		645,436
未収委託者報酬		5,813,921		7,068,985
未収運用受託報酬		3,456,007		7,149,867
未収投資助言報酬		259,830		308,690
その他		18,700		58,384
流動資産合計		46,766,858		43,784,472
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	※1	150,182	※1	143,306
車両	※1	482	※1	0
器具備品	※1	92,889	※1	67,645
有形固定資産合計		243,554		210,951
無形固定資産				
ソフトウェア		1,803,047		1,890,946
ソフトウェア仮勘定		1,198,151		1,968,913
その他		8,013		8,032
無形固定資産合計		3,009,212		3,867,892
投資その他の資産				
投資有価証券		37,635,584		47,543,934
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		11,881		27,817
差入保証金		367,613		360,305
繰延税金資産		1,600,306		1,809,123
その他		10,037		12,801
投資その他の資産合計		39,691,645		49,820,204
固定資産合計		42,944,413		53,899,049
資産合計		89,711,272		97,683,522

負債の部

流動負債

預り金		53,649		89,613
未払収益分配金		7,080		6,178
未払手数料	※2	2,148,508	※2	2,551,424
未払運用委託報酬	※2	1,868,264	※2	4,921,643
未払投資助言報酬	※2	801,755	※2	895,917
その他未払金	※2	2,880,396	※2	1,753,139
未払費用	※2	122,649	※2	181,100
未払法人税等		1,689,458		3,839,095
未払消費税等		321,144		937,421
賞与引当金		1,047,233		1,342,646
その他		46,054		34,063
流動負債合計		10,986,194		16,552,244

固定負債

退職給付引当金		2,402,314		2,474,312
役員退職慰労引当金		16,150		21,250
固定負債合計		2,418,464		2,495,562

負債合計

	13,404,658	19,047,806
--	------------	------------

純資産の部

株主資本

資本金		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840		8,281,840
利益剰余金				
利益準備金		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金		120,000		120,000
研究開発積立金		70,000		70,000
別途積立金		350,000		350,000
繰越利益剰余金		57,905,876		60,488,508
利益剰余金合計		58,585,683		61,168,315
株主資本合計		76,867,523		79,450,155

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		△ 254,732		△ 484,519
繰延ヘッジ損益		△ 306,177		△ 329,920
評価・換算差額等合計		△ 560,910		△ 814,439

純資産合計

	76,306,613	78,635,715
--	------------	------------

負債・純資産合計

	89,711,272	97,683,522
--	------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	27,807,455	29,505,710
運用受託報酬	18,365,703	24,242,291
投資助言報酬	1,146,302	1,181,976
その他営業収益	4,497	11,333
営業収益計	47,323,959	54,941,312
営業費用		
支払手数料	10,826,133	11,188,210
広告宣伝費	34,423	46,512
公告費	125	375
調査費	9,426,129	14,344,571
支払運用委託報酬	3,994,350	8,375,976
支払投資助言報酬	3,279,321	3,524,180
委託調査費	143,143	140,696
調査費	2,009,314	2,303,717
委託計算費	278,897	281,167
営業雑経費	876,260	980,132
通信費	60,541	72,591
印刷費	166,600	174,220
協会費	37,646	37,566
その他営業雑経費	611,472	695,754
営業費用計	21,441,969	26,840,969
一般管理費		
役員報酬	114,167	242,750
給料・手当	5,179,604	5,515,210
賞与引当金繰入額	1,033,669	1,325,993
賞与	357,187	329,794
福利厚生費	988,302	1,094,736
退職給付費用	411,161	446,711
役員退職慰労引当金繰入額	5,850	8,700
役員退職慰労金	2,550	821
その他人件費	214,336	192,956
不動産賃借料	803,805	805,677
その他不動産経費	35,247	37,672
交際費	27,169	28,219
旅費交通費	133,750	177,813
固定資産減価償却費	663,401	687,280
租税公課	367,046	393,138
業務委託費	438,018	414,081
器具備品費	769,903	1,022,398
保険料	49,248	49,463
寄付金	10,762	4,382
諸経費	279,825	352,612
一般管理費計	11,885,008	13,130,414
営業利益	13,996,981	14,969,928
営業外収益		

受取利息		950		825
有価証券利息		15,666		61,304
受取配当金	※1	191,353	※1	61,395
為替差益		22,628		182,640
その他営業外収益		20,449		8,780
営業外収益計		251,049		314,945
営業外費用				
金融派生商品費用		-		185,184
控除対象外消費税		5,712		11,281
その他営業外費用		314		14,042
営業外費用計		6,026		210,509
経常利益		14,242,004		15,074,365
特別利益				
投資有価証券売却益		97,919		220,932
投資有価証券償還益		45,181		65,698
特別利益計		143,100		286,630
特別損失				
投資有価証券売却損		73,703		5,154
投資有価証券償還損		71,887		55,591
固定資産除却損	※2	1,757	※2	8,209
事故損失賠償金	※3	2,015	※3	71
特別損失計		149,364		69,028
税引前当期純利益		14,235,739		15,291,967
法人税、住民税及び事業税		4,112,329		4,785,139
法人税等調整額		74,919		△ 114,620
法人税等合計		4,187,249		4,670,518
当期純利益		10,048,489		10,621,448

（３）【株主資本等変動計算書】
前事業年度(自2022年4月1日　至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,008,883	△ 9,008,883	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,048,489	10,048,489	10,048,489
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,039,606	1,039,606	1,039,606
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	348,871	△ 192,067	156,803	75,984,720
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,008,883
当期純利益	-	-	-	10,048,489
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 603,603	△ 114,109	△ 717,713	△ 717,713
当期変動額合計	△ 603,603	△ 114,109	△ 717,713	321,892
当期末残高	△ 254,732	△ 306,177	△ 560,910	76,306,613

当事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△ 8,038,816	△ 8,038,816	△ 8,038,816
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,621,448	10,621,448	10,621,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,582,632	2,582,632	2,582,632
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 254,732	△ 306,177	△ 560,910	76,306,613
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△ 8,038,816
当期純利益	-	-	-	10,621,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 229,786	△ 23,743	△ 253,529	△ 253,529
当期変動額合計	△ 229,786	△ 23,743	△ 253,529	2,329,102
当期末残高	△ 484,519	△ 329,920	△ 814,439	78,635,715

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 ③ 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 ①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 ②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 ③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ③ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
8. グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

（未適用の会計基準等）

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

1. 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

2. 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物附属設備	340,233千円	350,825千円
車両	6,246	6,729
器具備品	516,937	463,698
計	863,417	821,253

（損益計算書関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
受取配当金	174,180千円	42,264千円

※ 2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	1,749	6,353
ソフトウェア	8	1,856
計	1,757	8,209

※ 3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2．配当に関する事項**①配当金支払額**

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,008,883千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	83,071円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2．配当に関する事項**①配当金支払額**

2023年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,497,226千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	78,353円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月26日

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項**

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,445,768	23,460,731	14,962
其他有価証券	19,289,693	19,289,693	—
資産計	42,735,461	42,750,424	14,962
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	△24,321	△24,321	—
デリバティブ取引計	△24,321	△24,321	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	28,036,676	27,975,611	61,065
その他有価証券	24,465,367	24,465,367	—
資産計	52,502,043	52,440,978	61,065
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	△10,936	△10,936	—
デリバティブ取引計	△10,936	△10,936	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	66,222

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2024年3月31日)
関係会社株式	66,222

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	19,289,693	—	19,289,693
デリバティブ取引（※） 為替予約	—	△24,321	—	△24,321
合計	—	19,265,372	—	19,265,372

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	3,473,100	20,992,267	—	24,465,367
デリバティブ取引（※） 為替予約	—	△10,936	—	△10,936
合計	—	24,454,430	—	24,454,430

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	23,460,731	—	23,460,731
合計	—	23,460,731	—	23,460,731

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	27,975,611	—	27,975,611
合計	—	27,975,611	—	27,975,611

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

国債・地方債は相場価格を用いて評価しております。国債は、市場での取引頻度が高く、活発な市場における相場価格と認められるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	31,522,565	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,100,000	18,340,000	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他（注）	3,029,947	15,086,454	997,574	175,716
合計	39,652,513	33,426,454	997,574	175,716

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	23,594,998	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,950,000	23,050,000	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	—	—	—	3,000,000
其他（注）	8,363,707	9,339,165	2,160,208	928,678
合計	36,908,706	32,389,165	2,160,208	3,928,678

（注）投資信託受益証券であります。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	13,455,768	13,484,645	28,876
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	13,455,768	13,484,645	28,876
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	9,990,000	9,976,086	△13,914
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	9,990,000	9,976,086	△13,914
合計		23,445,768	23,460,731	14,962

当事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,094,587	1,098,374	3,786
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,094,587	1,098,374	3,786
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	26,942,089	26,877,237	△64,852
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	26,942,089	26,877,237	△64,852
合計		28,036,676	27,975,611	△61,065

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	6,778,610	6,336,999	441,610
	小計	6,778,610	6,336,999	441,610
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	12,511,082	13,413,000	△901,917
	小計	12,511,082	13,413,000	△901,917
合計		19,289,693	19,749,999	△460,306

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	3,473,100	3,459,180	13,920
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	6,089,659	5,473,000	616,659
	小計	9,562,759	8,932,180	630,579
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	14,902,608	16,307,000	△1,404,391
	小計	14,902,608	16,307,000	△1,404,391
合計		24,465,367	25,239,180	△773,812

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	325,215	97,919	73,703
合計	325,215	97,919	73,703

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	2,529,777	220,932	5,154
合計	2,529,777	220,932	5,154

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,129,663	-	△ 24,321
合計			1,129,663	-	△ 24,321

（注1） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（注2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	916,030	-	△ 10,936
合計			916,030	-	△ 10,936

（注1） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（注2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,324,488 千円	2,226,246 千円
勤務費用	261,043	295,775
利息費用	7,886	14,661
数理計算上の差異の発生額	△51,020	△16,051
退職給付の支払額	△318,533	△240,354
その他	2,382	4,124
退職給付債務の期末残高	2,226,246	2,284,401

（2）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	147,543千円	162,914千円
退職給付費用	18,835	16,453
退職給付の支払額	△1,081	△15,208
その他	△2,382	△4,124
退職給付引当金の期末残高	162,914	160,035

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,389,160千円	2,444,436千円
未認識数理計算上の差異	13,153	29,875
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,402,314	2,474,312
退職給付引当金	2,402,314	2,474,312
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,402,314	2,474,312

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	18,835千円	16,453千円
勤務費用	261,043	295,775
利息費用	7,886	14,661
数理計算上の差異の当期費用処理額	10,874	670
確定給付制度に係る退職給付費用	298,639	327,560

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.66 %	0.88%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において75,867千円、当事業年度において81,815千円であり、退職給付費用に計上しております。

（税効果会計関係）**1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	320,663 千円	411,118 千円
未払事業税	113,779	154,657
退職給付引当金	735,588	757,634
税務上の繰延資産償却超過額	2,055	1,901
役員退職慰労引当金	4,945	6,506
投資有価証券評価差額	314,276	459,720
減価償却超過額	48,992	1,035
その他	180,561	203,947
小計	1,720,862	1,996,521
評価性引当額	△12,818	△7,242
繰延税金資産合計	1,708,043	1,989,278
繰延税金負債		
特別分配金否認	10,817	15,934
投資有価証券評価差額	96,919	164,220
繰延税金負債合計	107,737	180,154
繰延税金資産(△は負債)の純額	1,600,306	1,809,123

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

（セグメント情報等）**〔セグメント情報〕**

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**（1）営業収益**

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5,921,322

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**（1）営業収益**

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,138,470

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至2024年3月31日)
営業収益		
投資信託委託業務	27,807,455	29,505,710
投資運用業務(注)	18,365,703	24,242,291
投資助言業務	1,146,302	1,181,976
その他営業収益	4,497	11,333
計	47,323,959	54,941,312

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	5,922,395	未収運用受託報酬	1,446,614
								投資助言報酬の受取	118,702	未収投資助言報酬	10,996
								グループ通算に伴う支払	2,065,951	その他未払金	2,065,951

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,088,919	未収運用受託報酬	1,590,885
								投資助言報酬の受取	117,195	未収投資助言報酬	11,015
								グループ通算に伴う支払	624,787	その他未払金	624,787

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
１株当たり純資産額	703,623円97銭	725,100円65銭
１株当たり当期純利益金額	92,657円21銭	97,940円47銭

- (注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- ２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	10,048,489千円	10,621,448千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	10,048,489千円	10,621,448千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第30期中間会計期間末

(2024年9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金・預金	8,797,070
有価証券	7,177,496
前払費用	845,824
未収委託者報酬	8,184,349
未収運用受託報酬	6,377,456
未収投資助言報酬	294,298
その他	170,143

流動資産合計	31,846,639
--------	------------

固定資産

有形固定資産	※1	215,964
無形固定資産		4,063,289

投資その他の資産

投資有価証券	50,639,238
関係会社株式	66,222
長期前払費用	19,335
差入保証金	359,166
繰延税金資産	1,504,365
その他	9,991

投資その他の資産合計	52,598,319
------------	------------

固定資産合計	56,877,573
--------	------------

資産合計	88,724,213
------	------------

負債の部

流動負債

預り金	60,635
未払収益分配金	6,131
未払手数料	2,799,139
未払運用委託報酬	2,648,819
未払投資助言報酬	950,011
その他未払金	539,205
未払費用	327,139
未払法人税等	2,177,878
未払消費税等	※2 468,742
前受投資助言報酬	42,288
賞与引当金	739,274
その他	13,188
流動負債合計	10,772,456

固定負債

長期未払金	19,450
退職給付引当金	2,573,614
固定負債合計	2,593,064

負債合計

13,365,520

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	57,100,795
利益剰余金合計	57,780,602

株主資本合計

76,062,442

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	△ 433,813
繰延ヘッジ損益	△ 269,935
評価・換算差額等合計	△ 703,749

純資産合計

75,358,692

負債・純資産合計

88,724,213

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第30期中間会計期間	
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	15,951,960
運用受託報酬	11,538,636
投資助言報酬	618,305
その他営業収益	9,627
営業収益計	28,118,529
営業費用	13,741,273
一般管理費	※1 6,879,283
営業利益	7,497,973
営業外収益	※2 86,867
営業外費用	※3 127,529
経常利益	7,457,311
特別利益	※4 47,164
特別損失	※5 168,558
税引前中間純利益	7,335,917
法人税、住民税及び事業税	2,035,467
法人税等調整額	237,084
法人税等合計	2,272,551
中間純利益	5,063,365

(3)中間株主資本等変動計算書
第30期中間会計期間(自 2024年4月 1 日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	46,146	46,146	46,146
遡及処理後当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,534,655	61,214,462	79,496,302
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△8,497,226	△ 8,497,226	△ 8,497,226
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	5,063,365	5,063,365	5,063,365
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△3,433,860	△3,433,860	△3,433,860
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,100,795	57,780,602	76,062,442

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△ 484,519	△ 329,920	△ 814,439	78,635,715
会計方針の変更による累 積的影響額	△46,146	-	△46,146	-
遡及処理後当期首残高	△ 530,666	△ 329,920	△ 860,586	78,635,715
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△8,497,226
中間純利益	-	-	-	5,063,365
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）	96,852	59,985	156,837	156,837
当中間期変動額合計	96,852	59,985	156,837	△ 3,277,023
当中間期末残高	△ 433,813	△269,935	△ 703,749	75,358,692

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第30期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	①満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ②その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 ③関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	①賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 ②退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 ①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 ②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。 ③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ③ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
8. グループ通算制度の適用	当社は日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という）等を、当中間会計期間の期首から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当中間会計期間の所得に対する法人税、住民税及び事業税等の計上区分を見直しております。

2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当中間会計期間の期首より適用しております。この結果、当中間会計期間の期首の利益剰余金が46,146千円増加するとともに、その他有価証券評価差額金の当期首残高が同額減少しております。

（中間貸借対照表関係）

第30期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	832,741千円
※ 2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第30期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※ 1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	16,159千円
無形固定資産	401,891千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	
有価証券利息	49,709千円
受取配当金	32,394千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	60,547千円
金融派生商品費用	63,737千円
※ 4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	47,164千円
※ 5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	29,235千円
投資有価証券償還損	138,874千円

（追加情報）**（役員退職慰労金制度の廃止）**

当社は、2024年6月26日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取り崩し打ち切り支給額の未払金19,450千円を固定負債の「長期未払金」として表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第30期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	8,497,226	78,353	2024年3月31日	2024年6月26日

（金融商品関係）

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	7,177,496	7,170,723	△6,773
その他有価証券	—	—	—
②投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,736,340	23,610,939	△125,401
その他有価証券	26,902,898	26,902,898	—
③デリバティブ取引 （※）			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されて いるもの	18,913	18,913	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

関係会社株式（中間貸借対照表計上額66,222千円）は、市場価格のない株式等と認められるため、上表に記載しておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融商品

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,405,300	23,497,598	—	26,902,898
デリバティブ取引（※）				
為替予約	—	18,913	—	18,913
合計	3,405,300	23,516,511	—	26,921,811

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融商品

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	30,781,662	—	30,781,662
合計	—	30,781,662	—	30,781,662

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

国債・地方債は相場価格を用いて評価しております。国債は、市場での取引頻度が高く、活発な市場における相場価格と認められるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	995,797	998,300	2,502
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	995,797	998,300	2,502
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	29,918,038	29,783,362	△134,676
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	29,918,038	29,783,362	△134,676
合計		30,913,836	30,781,662	△132,174

2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	7,320,000	7,939,819	619,819
	小計	7,320,000	7,939,819	619,819
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	3,459,180	3,405,300	△53,880
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	16,759,000	15,557,778	△1,201,221
	小計	20,218,180	18,963,078	△1,255,101
合計		27,538,180	26,902,898	△635,281

（注）投資信託受益証券等であります。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	773,596	—	18,913
合計			773,596	—	18,913

（注1）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

区分	第30期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
営業収益	
投資信託委託業務	15,951,960千円
投資運用業務	11,538,636千円
投資助言業務	618,305千円
その他	9,627千円
計	28,118,529千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	3,300,663

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	第30期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	694,883円19銭
1株当たり中間純利益金額	46,689円34銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	5,063,365千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益金額	5,063,365千円
期中平均株式数	108千株

(重要な後発事象)

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- ① 定款の変更等
該当事項はありません。
- ② 訴訟その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2024年3月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2024年3月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

（資本金の額：2024年3月末現在）

a. 名称	b. 資本金の額 (単位：百万円)	c. 事業の内容
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	
光世証券株式会社 [※]	12,000	
楽天証券株式会社	19,495	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
株式会社千葉銀行 [※]	145,069	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

※ JPX日経400アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）のみの取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2024年8月23日	臨時報告書
2024年11月8日	有価証券報告書
	有価証券届出書
2024年11月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ P X日経4 0 0アクティブ・オープン 米ドル投資型の2024年8月14日から2025年2月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P X日経4 0 0アクティブ・オープン 米ドル投資型の2025年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ P X日経400アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）の2024年8月14日から2025年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P X日経400アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）の2025年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 新
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。